

## 市民税課からのお知らせ ☎22-2209

### 令和3年度国民健康保険税納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

#### 所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税（以下、国保税）は、①均等割、②平等割、③所得割、④資産割に基づき課税されますが、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。

該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯主および世帯内の加入者（特定同一世帯所属者を含む）の中に未申告者などがある場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

《対象となる世帯》

前年の総所得金額等	軽減割合
世帯の所得が43万円 + {(給与所得者等の数 - 1) × 10万円} 以下	7割
世帯の所得が43万円 + {28万5千円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数)} + {(給与所得者等の数 - 1) × 10万円} 以下	5割
世帯の所得が43万円 + {52万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数)} + {(給与所得者等の数 - 1) × 10万円} 以下	2割

※給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

※特定同一世帯所属者：国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方です。

#### 後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人だけとなった場合、平等割が5年間半額になり、その後、3年間は4分の1が軽減されます。（該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯構成が変わると対象外になる場合があります。）

#### 社会保険等の被保険者だった方の減免

社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により国保税を減免します。

#### 非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇・雇止めなどにより離職をされた方は、申請により国保税を軽減します。

《対象となる方》 離職時点において65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

## 高齢者介護課からのお知らせ ☎25-5205 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082、大滝☎55-0865、荒川☎54-2116

### 令和3年度介護保険料決定通知書を発送します

送付時期 7月中旬発送予定 納付すべき金額と納付方法について記載していますので、ご確認をお願いします。

#### 要介護認定を受けている方へ新しい「介護保険負担割合証」を発送します

現在お使いの介護保険負担割合証は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月1日から1年間有効の割合証を、7月中旬に発送します。

#### 社会福祉法人などによる利用者負担の軽減制度

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

手続きに必要なもの

(1)印鑑、(2)医療保険の被保険者証、(3)世帯全員の収入および預貯金等の金額が分かるもの（預貯金通帳など）



## 後期高齢者医療制度にご加入の方へ

### ○「後期高齢者医療被保険者証」が更新されます

8月1日から新しい保険証（有効期限：令和4年7月31日）に切り替わります。新保険証は紺色で、7月中に郵送します。

なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担（1割または3割）は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

## 国民健康保険にご加入の方へ

### ○「国民健康保険被保険者証」が更新されます

8月1日から新しい保険証（有効期限：令和4年7月31日）に切り替わります。新保険証は青色で、7月中に郵送します。

なお、70歳から74歳の方は、保険証と高齢受給者証が1つになった、「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

**お願い** 有効期限の切れた古い保険証などは、ご自身で裁断処理するか、保険年金課、吉田・大滝・荒川総合支所の窓口または公民館へお返しく下さい。

## 高額療養費の窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

年齢・所得に応じた限度額は別表の通りです。住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となる場合があります。手続きが遅れると食事代の減額は受けられません。認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。

### 手続きに必要なもの

○国民健康保険 (1)保険証(2)世帯主と認定を受ける方のマイナンバーが分かるもの(3)本人確認書類

○後期高齢者医療 (1)保険証(2)マイナンバーが分かるもの(3)本人確認書類

なお、後期高齢者医療の被保険者で昨年度中に認定証の交付を受けていた方は、新しい認定証を7月中に郵送します。

※ただし、昨年所得により郵送されない場合があります。届かない方はお問い合わせください。

## ■70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区 分		限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)	申請手続き
ア	年間所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円	必要
イ	年間所得 600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円	必要
ウ	年間所得 210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円	必要
エ	年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	必要
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	必要

※自己負担額の計算条件  
(70歳未満の人の場合)  
①暦月(1日～末日)ごとに計算をします。  
②同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。  
③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。  
④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

## ■70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区 分		外来(個人単位) の限度額	外来+入院 (世帯単位)の限度額	限度額(4回目以降)	申請手続き
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%		140,100円	不要
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%		93,000円	必要
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%		44,400円	必要
一 般	課税所得 145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円	44,400円 ※入院を伴う場合のみ	不要
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-	必要
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯	8,000円	15,000円	-	必要

※自己負担額の計算条件  
(70歳以上の人の場合)  
①暦月(1日～末日)ごとに計算をします。  
②外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。  
③病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します。  
④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

## 令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

### 送付時期 7月中に郵送予定

納付書が同封されている方は、金融機関等で納めてください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる社会保険料の減免

基準に該当する場合は、申請により以下の社会保険料が減免となります。

対象となる方（世帯）と減免割合	減免対象となる保険料	手続きに必要なもの	申請期限	担当・問合せ
<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯（の方）・・・<b>全額免除</b></p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯（の方）・・・<b>全部または一部を減額</b></p> <p>主たる生計維持者について、                      (1)事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。                      (2)令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること。                      (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	<p>令和3年度分の保険料（税）であって、令和3年4月1日～令和4年3月末の間に納期限（特別徴収の場合は年金支給日）が設定されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「申請書」および「収入状況等報告書」（窓口へ備え付けるほか、ご希望があれば郵送します。）</li> <li>添付書類として                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①の場合 医師による（死亡）診断書の写しなど</li> <li>②の場合 確定申告書、帳簿、給与明細書など、収入の減少が客観的に分かるもの（令和2年中の収入と、令和3年1月以降直近までの収入を比較して、収入の減少が確認できるような書類が必要です。）</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>原則</b>、普通徴収分は納期到来まで、特別徴収分は特別徴収対象年金支給日まで。</p> <p><b>普通徴収</b> 第1期納期は、<b>8月2日(月)</b>です。</p> <p><b>特別徴収</b> の直近の納期は、<b>8月13日(金)</b>です。</p> <p><b>お手元に今年度の保険料(税)額決定通知書が届いていないことも、申請の受け付けは可能です。</b></p>	<p><b>国民健康保険税</b> 市民税課 ☎22-2209</p> <p><b>後期高齢者医療保険料</b> 保険年金課 ☎25-5201</p>
<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上の方）・・・<b>全額免除</b></p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者で、次の(1)・(2)の両方に該当する方・・・<b>全部または一部を減額</b></p> <p>主たる生計維持者について、                      (1)事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。                      (2)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>				<p><b>介護保険料</b> 高齢者介護課 ☎25-5205</p>

※国民健康保険税については、主たる生計維持者（世帯主）が非自発的失業者（7ページ参照）に該当する場合は、新型コロナウイルス感染症による減免ではなく、非自発的失業者の軽減制度が適用となります。ただし、給与収入以外の収入については上記の要件に当てはまる場合は、減免の対象にも適用の対象となります。減免はありません。